

# 南が丘学校支援委員会会則

## (名称)

第1条 この会は、南が丘学校支援委員会（以下「本会」）と称する。

## (所在)

第2条 本会は、津市垂水2538-1 南が丘小学校内に設置する。

## (目的)

第3条 本会は、南が丘小学校及び南が丘中学校（以下「学校」）と協働した活動を推進することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 児童生徒の教育環境をより良いものとする。
- (2) 地域の教育力の向上、学校を核とした地域づくりを推進する。
- (3) 保護者及び地域住民の生涯学習や自己実現、生き甲斐づくりに資する。

## (活動)

第4条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 学校教育活動への提言
- (2) 研修機会の提供
- (3) 学習支援活動の企画・実施
- (4) 教育環境整備活動の企画・実施
- (5) 安全推進活動の企画・実施
- (6) 関係者の相互理解を進める活動の企画・実施
- (7) その他、本会が必要と認める活動

## (組織)

第5条 本会は、委員、オブザーバー、事務局員をもって組織する。

## (委員)

第6条 1 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保護者の代表者
  - (2) 地域諸団体の代表者
  - (3) 本会が必要と認める者
- 2 上記のうち(1)(2)は、各団体の推薦を受けて選出される。

## (委員の任期)

- 第7条 1 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 在任期間は、当該年度の第1回委員会において委員を確認した時から次年度の委員が決定するまでとする。但し、第6条第2項の各団体からの推薦者は、各団体が新年度の推薦者を決定するまでの間、任期を継続する。
- 3 委員が任期途中、やむを得ない事由により退会を申し出た場合は、委員長の判断に委ねる。但し、第6条第2項の各団体から推薦された委員が退会する場合は、推薦母体に対し委員の再推薦を依頼する。再推薦がない場合は欠員とする。

(委員長、副委員長)

- 第8条 1 本会に委員長1名、副委員長2名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 学校教育に直接関わる南が丘地区の団体代表者は、委員長及び副委員長になることはできない。

(会議)

- 第9条 1 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。
- 4 委員が会議を欠席する場合、当該団体より代理を立てることができる。

(オブザーバー)

- 第10条 1 オブザーバーは、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 学識経験者
- (2) 本会が必要と認める者
- 2 オブザーバーは、上記(1)の他は委員長が推薦し、委員会の会議で承認するものとする。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて委員長が招集し、委員会の会議で助言を行う。

(部会)

- 第11条 1 本会の活動を円滑に進めるため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員及び学校職員で構成し、部長は所属委員の互選により定める。
- 3 部長は、必要に応じて部会を開催する。

(協力員)

- 第12条 本会の活動を円滑に進めるため、協力員を置くことができる。

(事務局)

第13条 1 事務局を学校に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を担う。

3 事務局は、学校職員3人、保護者2人で構成し、事務局長、事務局次長、書記の各職を担当する。

(会則の改定)

第14条 会則の改定は、委員会において審議し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって可決する。

附 則

この会則は、平成27年4月30日から施行する。

この会則は、平成27年5月18日より一部改訂し、施行する。

この会則は、平成28年4月28日より一部改訂し、施行する。

この会則は、平成29年3月13日より一部改訂し、施行する。